(規	格A4)	(第	14 ई	条関	係)																	
					再./-	生利月	田個	別指	台定的	坐 指	定証	:重		由計	書書							
					11-	F-(1.11)	13 1121	N.111		√1¤	Λ Ε μπ.	.1 .	~11	ч	H H			年		月		日
群	#馬県知	事を	あて																			
											申請	者										
												. り :	がな 所									
													がな 名									
											(法	人	にあ	つ゛	ては	、名	称	及び	代表	長者の	の氏	名)
											電	話	番号									
											垂	便	番号									
1	作馬県廃棄 第定証の事											第	14条	の持	見定は	によ	:り、	再	生禾	小用 化	固別	指定
指	定の	年	月	日								3	年		月			日				
指	定	番	÷	号																		
再习	交付 申	請(か 理	由																		

備考 1 ※の欄には記入しないこと。

※ 事務処理欄

2 指定証を損傷した場合の申請にあっては、当該指定証を添付すること。